

(開会)

- 事務局： それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。
皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。
私は、まちづくり課長の西でございます。よろしくお願いいたします。
本年度第3回目の小平市都市計画審議会の開会に先立ちまして、新たに任命された委員さんがいらっしゃいますので、ご紹介の方をさせていただきます。紹介の後、一言ご挨拶の方をお願いいたします。
初めに、前回所用によりまして欠席されておりました小川委員が、本日もご出席いただいておりますので、一言お願いいたします。

- 委員： 皆さん、こんにちは。委員名簿の下から2番目の私は小川靖二と申します。
今、定年を迎えて丸8年。それで小平に12月でちょうど67年になります。昭和20年に疎開してきてから、ずっと小平の上水南町に住みまして、私も大学までは土木科でしたので、都市計画とかそういうのにすごくいろんな所でトータルにかかわってききましたので、興味がありまして、それで市民公募の方を出させていただいた状況でございます。
私も小平の歴史を68年間子どものころから見ていて、大分変わったというのはよくわかっております。まちづくりに微力ですが、何かできればと思ひまして、委員になりましたので、今後ともよろしくお願いいたします。

- 事務局： ありがとうございます。
次に、小平消防署長の吉田署長が転任されまして、後任に金塚署長が着任されましたので、一言お願いいたします。

- 委員： 皆さん、こんにちは。今年10月1日の人事異動で上野消防署から小平に参りました金塚と申します。
専門は消防をやっていると色々な分野、救急とか、火を消すとか、色々な分野があるんですけども、私は専門は建築なんです。建築でも、防災関係の建築なのです。都市計画も少しやったことがあるんですけども。延焼防止とか、あと延焼シミュレーションの関係です。そうした仕事をしておりまして、一応建築ですので建築主事までは持っておりますので、何か皆さんのアドバイスができればなというふう
に思っておりますので、また今後ともよろしくお願いいたします。

- 事務局： ありがとうございます。
次に、国土交通大学校の赤川校長が退任されまして、後任に小林校

長が就任されました。一言お願いいたします。

委 員 : 皆さん、こんにちは。ご紹介いただきました小林と申します。私は三多摩の調布で育ちまして、今、江戸川区に住んでおりますけれども、父や祖父の墓が小平霊園にありますので、そういう意味では小平の土地にもいささかのご縁があるかと思えます。

今の消防署長さんは建築がご専門だというふうにおっしゃっていましたがけれども、私は国土交通省、旧建設省であります。事務屋でありまして、各局をいろいろ回っておりますので、どこが本当の専門というものではございませんけれども、比較的その中では都市計画の分野を長くやらせていただいております。

昔は三重県の津市というところで助役を4年間やりまして、事務局側の席には座りなれておりますけれども、委員側の席は初めてでございますけれども、どうぞよろしくをお願いいたします。

事 務 局 : ありがとうございます。

本年度第3回目の小平市都市計画審議会でございますが、今回の諮問につきましては、案件が1件、報告事項が2件ございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、これ以降、宮崎会長に議事進行をよろしくお願ひします。

(開会の辞)

会 長 : どうも皆さん、こんにちは。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

ただいまの出席委員数は12名ございます。定足数に達しておりますので、これより、平成24年度第3回目の小平市都市計画審議会を開会をさせていただきます。

議事録署名人の指名を行います。名簿にあります順に従いまして、山岸委員、千明委員を指名いたしますので、よろしくどうぞお願いいたします。

次に、傍聴人でございますけれども、今日は傍聴人はなしということでございますので、このまま議事を進めさせていただきます。

それでは、審議に先立ちまして、小林市長よりご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくどうぞお願いいたします。

(市長挨拶)

市 長 : 皆さん、こんにちは。12月に入りましてめっきりと寒さが増してまいりまして、もう紅葉もピークは過ぎて最近ではもう落葉でどんどん葉が落ちて何とも気分がめいってしまうのですね。こういう時期というのは。そういいましてもまた年が明ければ、また新緑に包まれる時期もございますので、その間、数カ月ございますが、耐え忍んで新し

い年を迎えられればと思っております。

本日は皆さん、大変お忙しいところ、本審議会にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

また、平素から小平市政に対しまして、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日も審議をいただきますのは「小平都市計画生産緑地地区の変更」の案件でございます。また、報告事項といたしまして、「小平都市計画道路の変更（小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線）に係る市の意見について」、また、「権限移譲に伴う用途地域等に関する指定方針・指定基準の策定について」のご報告をいたします。

都市計画を初め市政運営に当たりましては、委員の皆様方のご指導とご支援をいただきながら、小平市都市計画マスタープランに沿った街並みを形成し、いきいきとして充実した生活が送れる活力あるまちづくりを目指して、鋭意努力を続けてまいり所存でございます。

何とぞ、よろしく願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひします。

会 長： どうもありがとうございました。ここで大変恐縮でございますが、市長は所用がございますので、退席をいたします。ご理解のほどをよろしくお願ひいたします。

（市長退席）

会 長： それでは、これより審議に入ります。

「生産緑地地区の変更」に係るものでございますので、小平市都市計画審議会条例第3条の規定に基づきまして、臨時委員としまして、小平市の農業経営に関する専門家として、東京むさし農業協同組合小平地区総括支店長の内藤委員に、ご出席をいただきます。

ここで臨時委員の入室をお願いいたします。

（臨時委員入室）

会 長： それでは早速でございますが、入室されました臨時委員の内藤委員に、ご挨拶をお願いいたします。どうぞよろしくお願ひします。

委 員： このたび、臨時委員の任命を受けました小平市地区統括支店長の内藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

会 長： ありがとうございます。それでは、24諮問第2号「小平都市計画生産緑地地区の変更」の提案説明を事務局をお願いをいたします。

事務局： 大変恐縮でございますが、座って説明の方をさせていただきます。

それでは、初めに資料の確認をさせていただきます。事前に配布いたしました書類につきましては、資料1として、A4判で「小平都市計画生産緑地地区の変更（小平市決定）（案）」、資料2といたしまして、A4判「新旧対照表」でございます。資料3といたしまして、A

0判の1万分の1の地図で「小平都市計画生産緑地地区（小平市決定）」の総括図が1枚、資料4としまして、A3判を折った2,500分の1の地図で、「小平都市計画生産緑地地区計画図（小平市決定）」が13枚ございます。資料5としまして、A4判の追加指定箇所の写真を印刷したものが5枚、参考資料として、A4判、「生産緑地の買取り制度について」というものが、1枚でございます。

皆様、不足の方はございませんでしょうか。

それでは、提案説明の前に簡単に生産緑地の制度につきまして、ご説明させていただきます。

生産緑地は、都市計画法及び生産緑地法に基づき、三大都市圏の特定市の市街化区域内農地において指定されております。生産緑地法は、都市の緑とオープンスペースの確保による公害、災害等の防止と生活環境の悪化防止、公共施設等の予定地の確保等を図るため、昭和49年に制定されました。

その後、農地の宅地並み課税と平成3年の生産緑地法の改正に伴い、農業を継続する意思のある方は生産緑地の指定を受け、市内のほとんどの生産緑地地区が改正後の新法に基づく平成4年の指定でございます。ちなみに、旧法による地区は、小平市には8地区だけとなっております。

生産緑地に指定されますと開発行為等は制限され、原則として30年間営農を行うこととなっております。

参考資料「生産緑地の買取り制度について」をご参照ください。

生産緑地の解除を行う場合、生産緑地の所有者は、都市計画の指定の日から30年を経過したとき、または農業の主たる従事者が死亡したとき、もしくは農業従事不可能な故障を有するに至ったときに市に対し、時価による買取りの申出ができます。また、生産緑地の行為制限解除については、買取り申出から3か月以内に市が買い取らず、所有権が移転しなかった場合は、開発行為等の制限が解除されます。

市は買取りまたはそのあつせんに努めるものとなっておりますが、財政上の理由や所有者の土地利用の利活用の計画などから買い取ることができないことが多いのが現状で、結果として、行為制限が解除され、宅地への転換や集合住宅などが建築されております。

なお、生産緑地に係る都市計画の変更は、諸手続などから便宜上1年に1回行っている関係から、生産緑地の行為制限が解除されてから時間がたっている地区がございます。今回お諮りする地区も平成23年1月から平成23年12月までに買取り申出の手続が行われた地区でございます。その関係から、既に開発行為等が行われている箇所がございます。

また、通常 of 買取り申出のほか、都市計画事業や開発行為に伴い、都や市の道路になるなど公共施設に転換される場合には、生産緑地の解除ができることとされております。

生産緑地の追加指定につきまして、既に農業を営んでいることや面積などを要件として、1年に1度、生産緑地の解除にかかる都市計画決定にあわせて募集を行っております。

生産緑地は農業後継者が不足していることなどがございまして、年々減少しておりますが、良好な都市環境の形成のために、生産緑地の確保は重要な課題の一つであると考えております。

それでは、24諮問第2号「小平都市計画生産緑地地区の変更」についてのご説明させていただきます。

件数が多くございますが、時間の関係もございまして、それぞれの変更を行う理由ごとに代表箇所を説明し、後ほどご質問等がございましたら、補足の説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料4、A3判を折った2,500分の1の地図で「小平都市計画生産緑地地区計画図（小平市決定）」を使用し、ご説明させていただきます。

今回の都市計画変更の内容でございますが、既に指定されております生産緑地の一部を解除するものでございます。図の見方でございますけれども、右上のところに図面番号、小平市「13分の1」というように書かれてございます。これが図面の番号になってございます。地図の中に太い字で数字が明記されております。これが小平市の中で生産緑地の地区ごとにつけた地区番号でございます。凡例でございますが、縦じまの線が入っている箇所が既存の生産緑地地区でございます。黒で塗り潰してありますのが、今回解除に伴い削除する箇所。横じまで緑色に塗ってございますのが、追加する箇所でございます。

それでは、始めに解除に伴う削除についてご説明いたします。削除に関しましては、図面の黒塗り部分ですが、地区の全部を削除するのが7地区、一部を削除するのが16地区、計23地区でございます。そのうち、削除の21地区は、買取り申出があったことによるものです。また、残り2地区は、公共施設等の設置によるものです。買取り申出のうち、農業の主たる従事者の死亡によるものが11件で16地区、故障によるものが6件で5地区でございます。

まず、農業の主たる従事者の死亡を原因とした買取り申出によって削除される、主な地区をご説明いたします。図面番号「13分の1」をごらんください。図面左、地区番号35番、面積2,500平方メートルでございます。これは、農業の主たる従事者の死亡を原因に買取り申出が行われた、地区の全部削除でございます。

次に、農業の主たる従事者の故障による買取り申出によって削除される地区をご説明いたします。引き続き、図面番号「13分の1」をごらんください。図面右、地区番号46番、黒で塗り潰した1カ所の面積1,810平方メートルが、農業の主たる従事者の故障を原因に買取り申出が行われた、地区の一部削除でございます。

続いて、追加指定箇所をご説明いたします。

なお、追加指定の箇所の説明につきましては、資料4とともに、資料5の写真もご参照いただければと思います。

それでは、資料4の図面を3枚めくっていただきまして、図面番号「13分の3」、図面左上、横じまで緑色に塗ってございます、地区番号474番、面積が790平方メートルでございます。また、図面左下、横じまで緑色に塗ってございます、地区番号475番、面積520平方メートルでございます。写真もあわせてごらんください。これらの2地区は、既存の生産緑地とは連坦していない、単独での新たな指定となります。

続いて、図面を2枚めくっていただきまして、図面番号「13分の5」、図面中央の横じまで緑色に塗ってございます地区番号155番、面積120平方メートルでございます。

資料5の追加指定箇所の写真もあわせてごらんいただきたいと思います。こちらは既存の生産緑地と連坦するというので、新たな指定でございます。

続いて、図面を1枚めくっていただきまして、図面番号「13分の6」、図面中央横じまで緑色に塗ってございます、地区番号188番、面積520平方メートルでございます。こちらも既存の生産緑地と連坦するというので、新たな指定でございます。

続きまして、図面を4枚めくっていただいて、図面番号「13分の10」、図面中央横じまで緑色に塗ってございます、地区番号250番、面積が200平方メートルでございます。こちらも既存の生産緑地と連坦するというので、新たな指定でございます。

以上が追加指定の案件でございます。

次に、資料2「新旧対照表」をごらんください。下段に記載している変更概要のやや上をごらんください。平成23年12月に告示いたしました生産緑地地区の面積約191万9,640平方メートルに対して、削除と精査により、約188万8,400平方メートル、約188.84ヘクタールになるということでございます。

地区数は、平成23年12月に告示しました、389地区に対しまして、変更後の地区数は384地区になります。

以上が、24諮問第2号「小平都市計画生産緑地地区の変更」に係

る提案説明でございます。なお、本案につきましては、都市計画法の規定によりまして、平成24年10月4日付で東京都知事との協議を行い、10月22日から11月5日まで2週間縦覧をいたしました。特に意見はございませんでした。今後は、本都市計画審議会の諮問を経て、都市計画決定していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

会 長： ご苦労さまでした。提案説明が終了いたしました。
それでは、これより質疑に入ります。挙手してお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委 員： 参考資料の1番でしょうか。生産緑地の買取制度についてのA4版の資料について、ちょっとお尋ねしたいのですが、この中身について。これの4番の括弧の中に但書があるのですけれども、わかりますか。「ただし、買取り希望の申出の場合は、市が買取らない場合でも行為制限の解除は適用になりません」ということなのですが。このちょっと具体的な意味がよくわからないのですよね。こういう場合はあるのか、今までのあったのか。例えば市が買取らなくても、市が借りて菜園にするとか、そういうことなのかなと思うのですが、そういう検討も今回はされなかったのかなも含めて、お尋ねします。

まだあるのですけれども、一つ一つ聞いた方がよろしいですか。

事務局： 一つ一つでお願いできればと思います。

会 長： 担当課長補佐。

事務局： ただいまこの参考資料の方の4番の括弧の但書でございますけれども、こちらにつきましては、同じく生産緑地法の第15条というところに規定がございまして、買取り希望の申出というものでございます。こちらにつきましては、所有者が30年を経過、もしくは死亡、故障の要件に該当しない場合、市に何らかの理由で買ってほしいという申出がある場合の届出ということになります。ですので、もしこれを市で買わないということになりますと、通常ですと開発行為などに供されると思うのですけれども、15条の買取り希望の申出の場合は、そのまま行為制限は解除されず、農地としての使用をお願いするという制度となっております。

委 員： 具体的にそういうのが例としてあるのですか。

事務局： 実際この買取り希望の申出につきましては、生産緑地法上は地方公共団体から買取るという前提のもとでつくられている制度でございますので、基本的には市が買取るべきだということがあるとは思っているのですけれども、実態といたしましては、財政上の理由などにより、買取らない場合が多いということがございまして、実際買取り希望の

申出というのは制度としてはございますけれども、実情はこの制度は余り利用されていないということでございます。

以上でございます。

会長： よろしいですか。

委員： わかりました。

では、2番目なのですが、よく買取り申請が出るのは、相続が多いということで、相続税対策というふうに言われていますよね。以前は物納というのをよく聞いたのですが、今回もそういうのはないのでしょうか。最近、物納は余り聞かないなと思うのですが、そういう状況はどうなっているとか、お示しいただけますか。

委員： 基本的には物納は今ほとんどないですね。

委員： ないのですか。

委員： 何でかというところ、結局、相続対策ではなくて、相続税を納めるための売却なので、そのための行為制限解除が関与して売却をしていますので、そちらはある程度単価が物納の価格より上回った場合は、基本的には売買にすると。もちろん行政が買取れば一番いいのですけれども、実際はそういうものはないので、一応そういう形で物納よりも売買で資金をつくって納付をするという形がほとんどですね。

それとあと納めた相続税分までが所得税の方で控除されますので、そういう制度も今はあるので、それによってやはり要は手元に残るお金の方が多くなってしまいうので、通常は売買という形がほとんどです。

委員： わかりました。それでは国が物納を受けないとかそういうのではなくて、どちらかというところ、相続税を払う人の側の事情で、今ほとんどないということでもいいですか。

委員： そうですね。

委員： ありがとうございます。

まだいいですか。それから新旧対照表と、あとこの資料にもあったのですけれども、250番の大変大きな土地がありますよね。回田町の。これは私たちは資料をいただいて、ヤオコーが来るよということだと思っておりますけれども。先ほどの説明の中で、平成23年1月から12月までの申請があったものだということで、既に開発中のものもありますということなのですが、ここでこれを都計審として審議するというのは、すごく矛盾しているのではないかなと思うのですが、その点のお考えと、それからヤオコーとか、あと生産緑地ではないのですけれども、ドンキホーテも計画されているとか、いろいろ大型店の問題を聞いているのですけれども。この都計審の委員の中に、商工会の会長さんもおられるのですが、地元の商店がすごく打撃を受けるの

ではないかと思うのですね。こういうことを農地の売買のときに、歯どめをかけるというか、何か市として意見が言えるとか、そういうところはないのでしょうか。

以上です。

会 長： いいですか。担当課長。

事務局： では、1年おくれの都市計画審議会ということですが、基本的には本来は、1件ごと、案件ごとに諮問すれば良いのですが、ただ、それですと、その都度、都市計画審議会に諮問しなければならないということになりますので、1年分まとめて諮問させていただいているという状況でございます。これは多分各市も同じような状況だと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

あと、大型の開発ということでございますけれども。

委 員： 店舗ね。

事務局： なかなか事前にはわからない部分も多く、また、情報がある程度おくれて出てくるということもございますので、この審議会の中で議論ということは、難しいと考えています。

以上でございます。

会 長： ほかに何か質問ございますでしょうか。

委 員： ありがとうございます、ご説明。今回は資料5のように写真で出させていただいたというのは、とてもわかりやすいと思うので、見させていただきました。今木村議員とも重なるかと思うのですが、この生産緑地の変更については、現状、1年に1回ということで、23年1月から12月までの買取り申出のことが、今回出されたわけなのですが、それはおおむねどの市も一緒という今お話でしたが、それはそれぞれの市で、例えばまとめてではなくて、例えば半年ごとということも、そういうこともやり方によってはできるのかどうか、その辺をお伺いできたらと思います。

あとそれから、前年に比べて、この生産緑地の広さというのは、減少を毎年しているのですけれども、この減少が土地の大きさに関しては去年と比べてどうなのか、数字的に教えていただければと思います。これが2点目です。

もう1点は、単独で指定をされた番号でいうと、474と475のところなのですが、この指定の理由というか、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

以上です。

事務局： 半年ごとの方法はないかということでございますけれども、私どもも全て各市の状況をつかんでございませませんが、おおむね1年にまとめて生産緑地の変更ということで諮問しているという認識をもってお

ります。各市の状況は確認しますが。基本は1年に1回で変更の方は諮問させていただきたいと考えております。

あと、前年度と比べた面積の状況ということでございます。今回、約3.12ヘクタール減少してございます。前年度で都市計画審議会で諮問した段階では4.39ヘクタールでございます。また、平成22年度が1.54ヘクタールということで、減少面積は多くなっている傾向がございます。平成4年の指定から平均しますと約2.2ヘクタールの減少ということでございます。

以上でございます。

会 長： もう一点。担当課長補佐。

事務局： こちらの474番と475番の追加指定の理由ということでございますけれども、こちらの農地につきましては、平成4年当時、生産緑地にするかしないかの同意を農業従事者の方に聞いて回った時期がございまして、そのときには何らかの理由で生産緑地をしない判断をしたものということで、その後、何か事情が変わってそのまま農地としてずっと耕作を続けてらっしゃいましたので、今回追加指定に至ったという理解でございます。

以上でございます。

会 長： よろしいですか。

委 員： はい。

会 長： ほかにご質問ございますでしょうか。

委 員： もう一件、いいですか。

会 長： 木村委員。

委 員： ちょっと個別具体的な問題なのですが。番号で155番、図面番号で5ページ目です。13分の5のところの。写真も。地区番号155番で一番上に写真があるのですが。ここは朱引道か何かだったのかなと。道を買われたのかなと思うのですが。農業はちょっと素人でよくわからないのですが、155と書いてある下の台形の場所にくっついているところだったら広げて農地になるだろうけれども、この道だけだと生産緑地にはならないのではないかと思います。この道だけだと生産緑地にはならないのではないかと思います。こういう場合はつなげるために、ここも生産緑地にするという、それも何か法律で決められているのでしょうか。

会 長： 担当課長補佐。

事務局： ご指摘の部分につきまして、経過といたしましては、もともと国が所有していた廃滅水路で、所有者の方が払い下げを受けたということでございます。

こちら写真で見た感じ、農地としてふさわしくないのではないかと。このような疑問を抱かれたのかと思いますけれども、こちらにつきま

しては、生産緑地法の中で農地等という定義がございまして、現に農業が行われている農地などの他に隣接している一定のあぜ道など、農業用道路、水路なども含まれますということになってございますので、こちらの新規指定の部分につきましては、155番と連担するという意味と、あと153番との農道という位置づけの二つの意味から生産緑地としての追加指定の要件を満たしていると考え、今回提案させていただいたものでございます。

なお、こちらの農地の現況につきましては、農業委員さんとともに確認をいたしまして、農地としての認定は受けられるということの確認はとってございます。

以上でございます。

会 長： よろしいですか。

委 員： はい、ありがとうございました。

会 長： ほかにございますでしょうか。特にないですね。

(なしの声)

会 長： それでは質疑も尽くしたようでございますので、ここで議決を行いたいと存じます。

24諮問第2号「小平都市計画生産緑地地区の変更」につきまして、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

会 長： ありがとうございました。異議なしと認め、決定といたします。

ここで生産緑地地区に係る審議が終わりましたので、臨時委員の内藤委員には退席をお願いいたします。大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

(内藤委員退席)

会 長： 続いて、これより報告事項が2件ございます。

担当課より、報告後、質問の時間をとりたいと思います。初めに、「小平都市計画道路の変更（小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線）に係る市の意見について」、報告をお願いいたします。

都市計画道路参事： 都市計画道路担当の首藤でございます。1件報告事項がございますので、よろしくをお願いいたします。

報告資料につきましては、お手元の資料6、「小平都市計画道路の変更（小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線）に係る市の意見について」をご覧ください。

このたびの報告は、東京都からの意見照会を受けまして、前回の本審議会においてご審議の上、答申をいただきました。小平3・2・8号線の都市計画変更案につきまして、本年9月27日付で市として回答いたしましたことから、その内容につきまして、ご報告を申し上げます。

るものでございます。

初めに、1、市の意見でございます。市として回答いたしました内容は、本案のとおり決定されることが妥当と認めます。なお、事業実施に当たっても、引き続き、十分な説明を行うなど、地域住民の理解が得られるよう、丁寧な対応に努めていただくとともに、下記の事項に配慮されたい、といったものでございます。

一つとして、事業実施に当たっては、地権者を始めとした地域住民に不安を与えないよう、努めていただきたいこと。

二つとして、自然との触れ合い活動の場の規模が縮小されることに対し、可能な限り利用者への影響が低減されるよう、努めていただきたいこと。

三つとして、教育施設や福祉施設があるので、子ども、高齢者への配慮に努めていただきたいこと。

以上、本審議会の答申を尊重することを前提といたしまして、さらに市として補完し、まとめたものを回答したところでございます。

次に、2、東京都都市計画審議会の審議結果でございます。去る11月19日に、都庁におきまして、第199回東京都都市計画審議会が開催され、小平都市計画道路の変更として、小平3・2・8号線の都市計画変更案が諮られたところでございます。審議の結果を伺いましたところ、原案のとおり決定したとの報告を受けております。

したがいまして、最後の3、今後の予定でございますが、変更案が審議会の議を経たことから、今後、事業者である東京都において都市計画法に基づく都市計画変更の決定手続がなされた後に、平成25年度より事業に着手するものと理解しております。

なお、事業の完了は平成31年度の予定であると伺っているところでございます。

報告は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。報告は終わりました。

ただいまの報告事項「小平都市計画道路の変更(小平都市計画道路3・2・8号府中所沢線)に係る市の意見について」、何かご質問がございましたら、この際ですからお伺いをいたします。いかがでしょうか。

前回の決定内容と同じでございますので、特にございませんか。

(なしの声)

会 長： ないということでございますので、ありがとうございます。

それでは続きまして、報告事項2件目の、「権限移譲に伴う用途地域等に関する指定方針及び指定基準の策定について」、担当課より報告をお願いいたします。

事務局： それでは、権限移譲に伴う用途地域等に関する指定方針及び指定基準の策定につきまして、ご報告をさせていただきます。

本日、最後の報告事項であります権限移譲に伴う用途地域等に関する指定方針及び指定基準の策定でございます。

初めに、本日配付させていただきました資料の確認をさせていただきます。

資料7-①、「権限移譲に伴う用途地域等に関する指定方針及び指定基準の策定について（概要）」でございます。A4サイズで両面2ページものものです。資料7-②、「用途地域等に関する指定方針の対照表」A4サイズで両面4ページのもの。資料7-③、「用途地域等に関する指定基準の修正箇所」A4サイズ両面2ページのもの。資料7-④、「小平市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」A4サイズ両面28ページのもの。

以上でございます。不足の方はございませんでしょうか。

それでは、権限移譲に伴う用途地域等に関する指定方針及び指定基準の策定について、主な内容、変更点を中心にご説明いたします。

初めに、資料7-①をごらんください。権限移譲に伴う用途地域等に関する指定方針及び指定基準の策定について（概要）でございます。

まず、策定の背景でございますが、都市計画法が一部改正され、用途地域等に係る都市計画決定権限が平成24年4月1日より都道府県から市町村に移譲されましたので、東京都の「指定方針及び指定基準」を基本的には準拠しつつ、小平市の都市計画に沿ったものを策定しました。

次に、指定方針及び指定基準の位置づけでございます。この「小平市用途地域等に関する指定方針及び指定基準」は、都市計画法の規定により定められた小平市の都市計画に関する基本的な方針である「小平市都市計画マスタープラン」に掲げる将来の都市像を実現していくための指針であるとともに、当面の用途地域等の見直しを進めていくための基本的な考え方を取りまとめたものでございます。

今後は、これまで東京都が進めてきた広域的な都市計画の要請と、小平市の個別の課題に対応することを主たる目的として、この指定方針及び指定基準に基づき、適切に用途地域等の指定を行ってまいります。

次に、「指定方針」の内容でございます。「資料7-②」をご覧ください。東京都の用途地域等に関する指定方針の目次を抜粋した対照表でございます。ごらんのとおり、全体の構成は変えてございませんが、五つのゾーンに分けられている中で、小平市が位置する「核都市広域連携ゾーン」以外の部分を削除し、土地利用の方針等を小平市都市計画マスタープランの「全体構想」との整合を図るため、文章を添削しております。また、その他の地域地区の活用方針につきましても、マスタープランにあわせて整理いたしました。

次に、「指定基準」等の内容でございます。「資料7-③」をご覧ください。東京都の用途地域等に関する指定基準を修正した箇所の一覧表でございます。まず、区部のみに適用される部分は、全て削除して

おります。またマスタープランにあわせた用語の整理を行い、市内11種類ある用途地域等の実状に合わせ、建蔽率や容積率を修正いたしました。

また、資料7-④が、このたび作成いたしました小平市用途地域等に関する指定方針及び指定基準でございます。

次に、施行日でございますが、平成25年4月1日から施行する予定でございます。施行日までは、東京都の「指定方針及び指定基準」を準用して運用してまいります。

最後に、今後の予定でございますが、議会への報告として、建設委員会で報告する予定でございます。

「権限移譲に伴う用途地域等に関する指定方針及び指定基準の策定について」の報告は以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

ただいまの報告事項について、何かご質問がございましたら、お願いをいたします。ございませんか。

(なしの声)

会 長： それでは特にないようでございますので、「権限移譲に伴う用途地域等に関する指定方針及び指定基準の策定について」の質疑を終了いたします。

最後に事務連絡といたしまして、事務局から連絡事項がございます。どうぞよろしく申し上げます。

事 務 局： 都市計画審議会の今後の開催予定でございますが、現在のところ、まだはっきりした案件がございません。また時間をとっていただく関係もございますので、事前にお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

会 長： この際、何かご質問ございましたら。特にございませんか。

(なしの声)

会 長： 以上をもちまして、第3回小平市都市計画審議会を終了いたします。

どうもお忙しい中、ありがとうございました。

(閉会)